



# 令和4年度 木造住宅無料耐震診断募集案内

今回の募集は60戸（申し込みは**先着順**）です。

申し込むには条件等がありますので、この案内をよくお読み  
になったうえでお申し込みください。

お問い合わせ先  
鳥取市 都市整備部 建築指導課  
TEL 0857-30-8362  
E-Mail kensido@city.tottori.lg.jp



鳥取市木造住宅耐震診断  
HP

## 1. 「鳥取市木造住宅耐震診断事業」の概要

地震に対しての建築物の安全性能基準は建築基準法によって定められおり、これを「耐震基準」と呼びます。現在の耐震基準は昭和56年6月1日に施行されたもので、昭和56年5月31日以前の耐震基準を「旧耐震基準」、現在の耐震基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が多くありました。この教訓を基に新耐震基準を満たさない既存の建築物について、耐震改修を進めることを目的とする新たな法律（耐震改修促進法）が平成7年に制定されました。

耐震診断（地震に対する安全性を評価すること）を行い、必要に応じて耐震改修工事を施すことで、新耐震基準で建てたものと同等の安全性を得ることができます。

鳥取市においても市民の皆さんが安全で安心して住むことができる地震に強いまちづくりを目指し、平成18年度より木造住宅耐震診断、補強設計、耐震改修工事の補助を実施して建築物の耐震性能の向上に努めるとともに、耐震診断の普及と耐震化の促進を図ってきました。今年度も、戸数限定ではありますが無料の耐震診断を実施します。なお、平成28年に発生した熊本地震では、木造建築物において、接合部等の基準が明確化された平成12年6月1日より前の建築物も一部被害がみられたことから、昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築された木造住宅も、補助事業の対象としています。

本事業の診断方法は、木造住宅の耐震診断と補強方法（財団法人日本建築防災協会発行）の「一般診断法」により診断します。この診断方法では壁の仕上げなどを剥がさず、現地での目視調査等でわかる範囲の情報により、大地震（震度6強に相当する極めて稀に発生する大地震）において住宅が倒壊するかどうかの判定を行います。

## 2. 対象条件（以下のすべてにあてはまること）

1. 鳥取市内にあり、木造の一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗付きの住宅で、住宅部分が延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
2. **平成12年5月31日以前に建築又は着手されたもの。**（増築がある場合は、最終の増築部分の建設時期が平成12年5月31日以前のもの。）
3. 在来軸組構法で建築されたもの。
4. 階数が2以下、**延べ床面積280㎡以下**のもの。（1敷地1棟に限る）
5. 用途が居宅で、附属家・離れではないこと。
6. 自己の居住用で、住居実態のあること。または、居住する予定があること。
7. 形式適合認定によるプレハブ工法で建築されたものでないこと。
8. 市の税及び使用料の滞納がないこと。
9. 事業用でないこと。（個人所有のものであること。）

## 3. 募集戸数

**60戸（先着順です。募集戸数に達し次第締め切ります。）**

## 4. 診断費用

無料です。改修工事費等の見積りなど耐震診断と関係無いものについては、別途費用がかかります。

## 5. 申し込み方法

申込書に記入し、必要書類を添付して、鳥取市役所本庁舎（幸町71番地）5階の「建築指導課」（51番窓口）まで持参してください。（郵送では受付していません。）

## 6. 申し込み受付期間

令和4年7月4日（月）から9月16日（金）まで（土、日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までです。（電話等による予約の受付はしていません。）

## 7. 申し込み書類

申し込み時には①～⑤のすべての書類等が必要です。（③、④、⑤については、内容が確認できるものであれば兼ねることができます。）

- ① 木造住宅耐震診断申込書（本案内の5、6ページ目です。）
- ② 付近見取り図（現地調査等で訪問するときに使用します。）
- ③ 建物の所有者が確認できる書類（申し込み者が建物所有者であることを確認します。）  
（例）登記事項証明書（法務局で交付されます。有料）、固定資産税納税通知書など
- ④ 建築または着手時期が確認できる書類（平成12年5月31日以前に建築されたことを確認します。）  
（例）建築確認通知書の写し、完了検査済証の写し、固定資産税納税通知書、登記事項証明書など
- ⑤ 建物の概要が確認できる書類（建物の構造、階数、延べ床面積を確認します。）  
（例）建築確認通知書の写し、完了検査済証の写し、登記事項証明書、固定資産評価証明書（市民総合窓口（市民課）で交付されます。有料）など
- ⑥ 建物を設計した平面図（目視だけでは判断できない部分の確認ができるため、より正確な耐震診断結果を得ることができます。※筋交い等の構造要素が確認できるもの。）

必要書類③、④、⑤について 確認できる内容の一覧	③ 所有者 の確認	④ 建築時 期の確認	⑤ 建物の概要の確認		
			面積	構造	階数
登記事項証明書（建物）	○	○	○	○	○
固定資産税納税通知書（家屋）の写し	○	○	○	○	×
固定資産評価証明書（建物）	○	×	○	○	○
建物の外観写真	×	×	×	×	○
建築確認通知書の写し	×	×	○	○	○
検査済証の写し	×	○	×	○	○
工事請負契約書の写し	×	○	△	△	△

○・・・確認可    ×・・・確認不可    △・・・記載内容による

## 8. 耐震診断を行う技術者

耐震診断技術者は、市が業務委託した協会、団体等に所属する設計事務所から建築士が選定され派遣されます。

## 9. 診断の時期と結果

令和4年9月下旬～令和5年2月下旬の間に耐震診断を行います。申込者への診断結果通知の発送は令和4年12月下旬若しくは令和5年3月下旬の予定です。

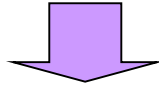
## 《申し込み受付から診断まで》

申し込み受付  
受付期間：令和4年7月 4日（月）から  
令和4年9月16日（金）まで  
受付場所：市役所本庁舎 5階（51番）  
都市整備部 建築指導課

募集件数は60戸です。

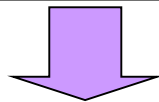
（申し込みの受付は先着順です。）

電話による予約や、郵送での受付はできません。



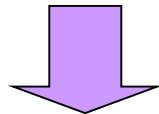
耐震診断決定及び技術者派遣決定の通知  
①受付No.1～30：9月中旬の予定  
②受付No.31～60：11月中旬の予定

市が委託した耐震診断を行う業者（民間建築士）の決定についてお知らせします。通知書に記載された委託業者より、連絡があるまでしばらくお待ちください。



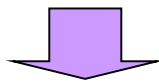
耐震診断実施のお知らせ  
（派遣される耐震診断業者より）

市が委託する業者（民間建築士）より、建物現地調査の予定日時を連絡します。（予定の日時で都合が悪い場合は、通知の委託業者へ連絡し調整をお願いします。）



耐震診断のための現地調査  
耐震診断書の作成  
①9月下旬～11月下旬の予定  
②11月下旬～令和5年2月下旬の予定

市が委託する業者が現地へ赴き、耐震診断に必要な現地調査を行います。家の間取りの確認や壁量を調べます。耐力壁の確認や劣化状況について、床下や天井裏などからも調査を行う場合があります。（床下や天井裏の点検口の位置を確認しておいてください。）



耐震診断結果の通知を発送  
①12月下旬の予定  
②令和5年3月下旬の予定

現地調査結果を基に耐震診断を行い、耐震診断結果を通知します。

耐震診断の実施にあたっては、市が業務委託した協会、団体等から耐震診断に対する知識等を有する技術者を派遣します。聞き取りや現地調査で知り得た個人の情報は耐震診断業務以外の目的で使用したり漏洩したりすることはありません。この事業では、市職員が突然お宅に訪問したり電話をかけるなどして耐震診断を勧誘することはありません。市職員を名乗った不審な勧誘があったときは、鳥取市建築指導課までご連絡ください。

※調査の結果280㎡を超えている場合は、診断を中止させていただきますのでご承知おきください。

# 木造住宅無料耐震診断申込書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

申込者（建物所有者）

フリガナ

氏 名

〒

住 所

電話番号

鳥取市震災に強いまちづくり促進事業に基づき、耐震診断を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

この申込書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

診断を希望する住宅の所在地（地番）	鳥取市
建築時期	昭和・平成 年 月（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 着手） ※平成12年5月31日以前に建築（新築または増築）または工事着手された住宅が対象です。 ※平成12年6月以降に建築または工事着手されたことが判明した場合、その時点で診断を中止します。
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（住宅部分以外の用途： ）
使用形態	自己居住用（賃貸用住宅を除く）
構造	<input type="checkbox"/> 木造 在来軸組構法
階数及び延べ床面積	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て 延べ床面積 m <sup>2</sup> （併用住宅の場合は住宅部分の床面積 m <sup>2</sup> ）
提出書類  ※準備のできた書類にはチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 付近見取り図（簡易な見取り図でも構いません） <input type="checkbox"/> 建物の所有者が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 建築または着手時期が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 建物の概要が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 建物平面図の 有・無 どちらかに○をしてください。 （診断をスムーズに進めるための参考となる現況の建物平面図（※筋交い等の構造要素が確認できるもの。）があれば併せて提出してください。無ければ提出は不要です。）

※無料耐震診断の申し込みをされる方は、第1面及び第2面に必要な記入事項とチェックを入れ、診断する住宅の全景写真を第2面に貼り付けしてください。

対象条件のチェック項目（下記の事項に全て該当した場合は無料診断が受けられます。）

※ 該当するものにチェックを入れてください。

- 平成12年6月以降に増改築を行っていない、2階建て以下かつ延べ床面積280m<sup>2</sup>以下の住宅である。  
（最終の増改築年が基準時となりますので、平成12年6月以降に着工されたものは対象外です。）
- 一戸建ての住宅または、併用住宅で延べ床面積の2分の1以上が住宅である。
- 過去に本事業の耐震診断を受けたことがない。また、鳥取市から補助金を受けて耐震診断を受けたことがない。
- 市税及び使用料の滞納がない。
- 枠組壁工法、ツーバイフォー、プレハブ、丸太組工法の住宅ではない。  
（各種プレハブなどの建物は、建てたメーカーでないと診断できません。）
- 用途が居宅で、附属家・離れではない。
- 自己の居住用で居住実態がある。または、居住する予定がある。
- 事業用の住宅ではない。

※ 一人の所有者に対して **1棟**のみ申し込みすることができます。

※ 耐震診断を希望される方は、上記のチェック項目すべてに該当することを確認したうえで、この申込書と第1面の提出書類をそろえて下記まで提出してください。

※ 耐震診断の時期は **受付No.1～30の住宅は令和4年9月下旬～11月下旬、受付No.31以降の住宅は令和4年11月下旬から令和5年2月下旬の予定**です。申込件数が多い場合は次年度以降の申し込みをお願いする場合がありますのでご了承ください。

### 診断建物（住宅）の全景写真貼り付け欄

- 現地調査の時に診断する住宅を確認するために必要です。
- 診断する住宅の階数を確認することのできる書類にも使えます。（⑤の書類の階数）

提出先 鳥取市幸町71番地（本庁舎 5階 51番窓口）  
鳥取市役所 都市整備部 建築指導課  
電話：(0857) 30-8362